

令和2年度第2回青梅市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和3年1月29日(金)

開会 午後1時30分

閉会 午後2時30分

場 所 青梅市役所204・205会議室

委嘱委員(14人)

町田 幸子	番場 春枝	澁谷 章	檜島 章示	鹿児島武志
野本 正嗣	百瀬 澄雄	田中 三広	金子 勉	桑田 一
宮野 良一	柳内 昭治	中村 孝史	増子 俊彦	

出席委員(13人)

町田 幸子	澁谷 章	檜島 章示	鹿児島武志	野本 正嗣
百瀬 澄雄	田中 三広	金子 勉	桑田 一	宮野 良一
柳内 昭治	中村 孝史	増子 俊彦		

欠席委員(1人)

番場 春枝

説明のために出席した者の職氏名

市長 浜中啓一	市民部長 星野由援
保険年金課長 丹野博彰	収納課長 吉澤武司
健康課長 原島明	給付係長 小山幹三
資格賦課係長 藤原道人	収納管理係長 南條敦宏
徴収庶務係長 石田洋也	特定健診係長 塩野千春
健康課主査 久保智子	給付係主事 福原悠

傍聴者 1人

議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
- 2 報告事項

- (1) 令和2年度 国民健康保険特別会計3月補正予算(案)編成状況について
- (2) 令和3年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)編成状況について
- (3) 令和3年度の国民健康保険に関する主な制度改正について
- (4) 国民健康保険税の動向について

- ア 国の動向
- イ 東京 2 3 区の動向
- ウ 未就学児の均等割軽減について

3 連絡事項

- (1) 今後の会議日程等について

△市長挨拶

○市長 本日は御多用の中、また寒さ厳しい中、第2回国民健康保険運営協議会に、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から国民健康保険事業をはじめ、市政全般についても、御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。

また先程、新たに辞令の交付をさせていただきました委員におかれましては、これからどうぞよろしくお願いたします。

さて、青梅市におけるコロナ対策であります。各部署においても対応を迅速かつ的確に進めるとともに、市民へのワクチン接種に向けた組織体制を構築いたしました。

接種にあたりましては、委員であります三師会の先生方および各師会会員の皆様の御支援、御協力をよろしくお願いたします。

青梅市国民健康保険においては、コロナ禍の影響により、国保税収入の確保が、一層厳しい状況が続いております。国民健康保険を取り巻く環境は、さらに厳しいものとなっております。

本日の協議会では、令和2年度国保会計3月補正予算、令和3年度国保会計当初予算および国民健康保険税の動向について御説明させていただきます。

皆様方の忌憚のない率直な御意見を頂戴したいと存じます。

結びにあたりまして、コロナが早期に収束することを切に願うとともに、本年の皆様の御活躍を御祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○保険年金課長 ありがとうございます。市長におかれましては、公務の都合上、退席させていただきます。御了承ください。よろしくお願いたします。

○市長 よろしくお願いたします。

○保険年金課長 それでは、本協議会を始めさせていただきたいと存じます。

本協議会の議長は、会長が務めることとなっておりますので、会長、よろしくお願いたします。

○議長 本日はお忙しい中、青梅市国民健康保険運営協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

先程、事務局からも説明がございましたように、緊急事態宣言期間中ではございますが、重要と思われる報告がございますので、急遽、私と事務局で相談をし、開催をさせていただくことにいたしました。御了承いただきますよう切に願いたします。

本日の会議は、番場委員から事前に欠席の御報告をいただいておりますが、ほかの委員の出席数が会議の定足数に達しておりますので、会議が成立いたしておりますこ

とを御報告させていただきます。

それでは、お手元にお配りしてあります会議日程に従い、進めさせていただきます。本日は報告事項4件と連絡事項1件でございます。皆さんの御協力を賜り、概ね15時頃を目途に、スムーズに進行できますようお願いいたします。

本運営協議会の会議については、公開とすることが定められております。

本日は、傍聴人が来ておりますので、入室していただきます。

△「日程1」 会議録署名委員の指名

○議長 日程1、会議録署名委員の指名を行います。

本会の規定に、会議録を作成することが義務付けられております。その真正を証するため、会議録の署名委員が必要でございます。

恐縮ですが、私から会議録署名委員を指名させていただきます。

今回は、宮野委員と柳内委員のお二人をお願いいたします。

後日、本日の会議の議事録を、事務局が作成いたします。その議事録の内容を御確認の上、署名、捺印をいただきますようお願いいたします。

△「日程2」 報告事項

○議長 それでは日程2、報告事項に入ります。

(1) 令和2年度国民健康保険特別会計3月補正予算(案)編成状況を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 それでは報告事項(1)令和2年度国民健康保険特別会計3月補正予算案編成状況について御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

まず、歳入についてであります。左側の表をごらんください。

1の国民健康保険税については、被保険者数の減少や所得額の伸び悩みなどのほか、一番大きな要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の世帯収入が3割以上減少された世帯にかかる国民健康保険税の減免額が7,569万円余となる見込みであることから、当初予算に比べ、1億2,477万円余の減額となる見込みであります。

2の国庫支出金については、この新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に伴う国からの災害等臨時特例補助金の交付により、910万円余の増額を見込んだものであります。

4の都支出金については、先ほどの国庫支出金同様、東京都からの国民健康保険災害等特例補助金新型コロナウイルス感染症対応分の交付等にもとづき、2,507万円の増額を見込んだものであります。

5の繰入金については、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減額等により、収支見込みが悪化することから、一般会計からの財源補てん繰入金429

万円余の追加を計上し、繰入金全体では、ほかの法定繰入金を合わせ、3,368万円余の増額を見込んだものであります。

7の諸収入については、平成30年度の国民健康保険事業費納付金のうち、退職被保険者等分精算額の返金を雑入として、1,857万円余の増額を見込んだものであります。

続きまして歳出であります。右側の表をごらんください。

1の総務費は、人事管理経費の実績から803万円余の減額を見込んでおります。

2の保険給付費は、国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給実績等から150万円の増額を見込んでおります。

6の保健事業費は、被保険者数が減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、健診開始時期をひと月遅らせ、1か月間受診期間を短縮したことや受診控え等により特定健康診査の受診者数および人間ドック受診料助成事業の利用者数が大幅に減少していることにより、3,180万円の減額をしようとするものであります。

なお、本補正予算につきましては、現段階での案であり、確定したものではありませんので、御承知おきください。

以上、大変雑ぱくではございますが、令和2年度国民健康保険特別会計3月補正予算案編成状況についての報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。この件につきまして、御意見、御質問ございましたらお受けします。

よろしゅうございますか。

それでは特にございませんので、この件については以上といたします。

次に、(2)令和3年度国民健康保険特別会計当初予算(案)編成状況についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 続きまして報告事項(2)令和3年度国民健康保険特別会計当初予算案編成状況について御説明申し上げます。

資料2の1をごらんください。

まず、歳入についてであります。左側の表をごらんください。

1の国民健康保険税については、保険税率等、これまで隔年で改定してきた経緯があり、既に本年度に改定を行ったことから、令和3年度は改定を行わないこととして予算額を見込みました。

令和3年度の保険税ですが、現行の保険税率等で積算し、25億6,774万円余を見込みました。

被保険者数の減少に加えて、後ほど(3)の主な制度改正について詳細は御説明いたしますが、平成30年度の税制改正に伴い、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられることにより、自営業者やフリーランスの方の課税所得が10万円減少するこ

と、また、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免につきまして、現在、国から令和3年度も引き続き継続する旨の通知はまだありませんが、現在の感染の状況から減免を継続するものと想定し、およそ5,000万円の減免を見込んだことなどから、令和2年度と比較いたしますと1億5,362万円余の減少をしております。

2の国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に伴う、国からの災害等臨時特例補助金を3,000万円見込んでおり、東日本大震災関連分と合わせて3,037万円余を見込んでおります。

4の都支出金については、国庫支出金同様、東京都からの国民健康保険災害等特例補助金新型コロナウイルス感染症対応分および高額療養費等の上昇などから前年度と比較して5,793万円余の増額を見込んでおります。

5の繰入金については、全体で、前年度より3,778万円余の増額を見込みました。国民健康保険事業の赤字補てんとなる、財源補てん繰入金につきましては、584万円余の増額となり7億9,747万円余を見込んでおります。

次に歳出になります。

2の保険給付費であります。被保険者数は減少するものの、一人当たり医療費および高額療養費の上昇などから、前年度比4,864万円、0.5%増の97億6,722万円余を計上いたしました。

3の国民健康保険事業費納付金につきましては、都が交付する保険給付費等の普通交付金や、都が一括管理する後期高齢者支援金と介護納付金の財源として、市が保険税収入などをもって納付するものであります。前年度比5,719万円、1.4%減となる、39億8,467万円余を計上しております。

6の保健事業費であります。被保険者数の減少による特定健康診査の受診者数の減少等により前年度比1,143万円余、5.2%減の2億781万円余を計上しております。

歳入・歳出合計につきましては、前年度より2,800万円、0.2%減の141億8,400万円にしようとするものであります。

なお、この当初予算につきましては、現段階での案であり、確定したものではありませんので、御承知おきください。

次に、資料2の2をごらんください。

先ほど、歳出の3の国民健康保険事業費納付金の説明でも触れましたが、国民健康保険事業費納付金の主な財源は、保険税と法定の繰入金等であります。

この合計額が納付金額に不足する分は、一般会計からの財源補てん繰入金で賄うこととなります。

この資料においては、法定の繰入金と財源補てんの繰入金を棒グラフにして、経年でお示しいたしました。

財源補てん繰入金については、国や東京都からの交付金の増減などにより、年度によりばらつきはございますが、基本的には多額の繰入れによって運営していると

ころであります。国からは、段階的、計画的に削減、解消を図ることを求められております。

次に、資料2の3をごらんください。

被保険者一人あたりの繰入金の額であります。

法定内繰入金は、一般会計から負担することが決められているものであります。主には、事務的経費や低所得者を対象とする保険税の軽減措置に対する補てん的なものになります。

また、財源補てん繰入金は、ただ今も御説明しましたように、国保会計の赤字分を補てんする法定外の繰入金でございます。

財源補てん繰入金の被保険者1人当たりでは、30市町村の中で、多い方から18位となっている現状であります。

次に、資料2の4をごらんください。

青梅市の保険税等の経緯であります。保険税においては、医療分基礎課税分、後期高齢者支援金分および介護納付金分の3本立てで課税しております。

平成30年の国民健康保険事業の制度改正に伴い、繰返しになりますが、財源補てん繰入金について、国では、段階的、計画的に削減、解消を図ることを市町村に求めていることから、本年度は6.5%の税率等の改定を行い、財源補てん繰入金の圧縮を図ったところでもあります。

保険税の改定は、これまで隔年で行ってきたことから、令和3年度に当たっては、改定を予定しておりません。

次に、本日机上配布させていただきました資料2の5をごらんください。

一人当たりの費用額いわゆる医療費および被保険者数の平成22年度からの推移であります。

前回の会議で、委員より御意見をいただきましたので参考資料として配付をさせていただきました。ごらんのとおり、被用者保険等の適用拡大などによりまして、被保険者数が減り続ける中で、医療の高度化等により、一人当たりの医療費は毎年増加傾向となっております。

以上、大変雑ぱくではございますが、令和3年度国民健康保険特別会計当初予算案編成状況についての御報告とさせていただきます。

○議長 当初予算の関係でございますが、説明が終わりました。この件について御質問、御意見をお願いいたします。いかがですか。

資料2の5についてはいかがですか。

○委員 ありがとうございます。これを見て医療費が毎年増加しているというのがよく分かりました。今までの資料ですと棒グラフが違う形で出ていたので、この方が分かりやすいと思います。

これを見ても10年で8万円程アップしてしまっている、これを何とかしないと大

変だなというのがよく分かります。ありがとうございました。

○委員 被保険者数が年々減少してきている状況は明らかに分かるが、団塊の世代がもう少して75歳になる。そういう世代の構成人数は比較的多いと思うが、それでも国保の被保険者が減ってくるというのは、まだ働いている人が多いのでしょうか。加入していない人は社保の方に入っていると思うが、どう分析しているのですか。

○保険年金課長 被保険者が都内の場合は比較的自営業者等が多いですが、青梅市の場合は前期高齢者を始め、高齢者の方が非常に多い。その中でも、減少になっているということにつきましては、社会保険の適用拡大と合わせまして、前期高齢者の数が都内の構成に比べますと、かなり多いという中で、後期高齢者への移行が非常に多い。西多摩地区は特にそうなのですが、いわゆる70歳から74歳のこれから後期高齢に移行される方の人口が非常に多いということで、その方がお誕生日を迎えて後期高齢者医療制度に移行すると一気に被保険者が減ってしまうという状況が、今後数年続いていくことを想定しています。

○委員 分かりました。

○議長 あと2、3年は下がっていくと捉えていいようです。

○保険年金課長 今後入られてくる方と、抜けていく方の比率を見ていきますと、後期高齢者医療制度に移行していく方が非常に多くなると想定しています。

○委員 ということはますます国保税の収入は厳しくなるという理解でいいですか。

○保険年金課長 そのとおりです。

○委員 昼のNHKニュースで、バブル崩壊後11年ぶりぐらいの失業率という報道がありました。コロナの影響で派遣止めやいろんな退職者が多くなってくると思います。確かに高齢者が増えているのも分かるが、例えば失業された方が、任意継続が終わった後に戻ってくるということも考えられます。ただ保険税収入として伸びるかどうかなというのも問題だと思います。

コロナの関係で国保の医療費自体が今後どうなるのか。コロナは公費で賄うのでしょから。通常患者さんは病院離れしているような気配もあります。そういった面で、医療費自体が単純に下がっているんじゃないかと思う。その辺の見込みはどうでしょう。

○保険年金課長 まさしく、委員がおっしゃるとおりでして、コロナが発生して以降、

国保だけではなく、社保も含めまして、医療費自体が大幅に減少しております。ただ、その原因といたしましては、医療機関に受診をしたくない、単純に医療控えということで、コロナが発生した当初につきましては大幅な減ということで10%、20%の減だったのですが、最近は、だいぶ落ち着いてきまして、月ごとの医療費の減少率を見ますと、だいたい6%から7%ぐらいは減ってはいるものの、受診控えも徐々に回復してきているというような状況でございます。今後コロナの感染状況にもよりますが、コロナのワクチンの接種が始まり、通常の医療体制に戻ってくれば、また例年と同じような形になるのではということになります。

また、最初に御質問いただきました、失業等によります、国保への加入者の増というようなことも若干はあるかと思いますが、適用拡大の方が比較的緩やかなものから、フリーランスで働いている方は増加しておるということもございますけれども、その辺りも相殺されて、やはり高齢者の方が抜ける確率の方が高いということで、やはり被保険者数の減少が多いということかと考えているところでございます。

○委員 分かりました。

○議長 先生方からは何かありますか。

○委員 私のところは内科ですので、患者さんは医者に行くとコロナの患者さんが来ているんじゃないかと危惧されて、かなり減っております。

それから慢性疾患の方でも、1か月に1回来ていた方が、2か月分薬出してとか、3か月分出してとかわかると、それに応じますので、年12回来ていた方が年6回になるとか、4回になるとか、その分の医療費は減ってきます。

発熱の患者さんはそんなに来ていないかなと思いますので、やはり減るかなと思います。一度2か月、3か月に1回になった患者さんというのは元には戻りませんので、1か月に1回は来ませんので、急に増えるということはないかなという気がいたします。

先ほど課長さんが言われたようにワクチンがどんどん打たれるようになれば、発熱の患者さんも減るかなと思います。コロナの患者さんの検査代は東京都が持ってくれますけれども、初診料とか、トリアージ料はかかりますので、普通の初診の患者さんに比べると少し高くはなっています。

○委員 歯科の方ですけれども、歯科の方でもやはり、検診等今までやっていた、メンテナンスを控える方が増えていまして、8割くらいになりました。

一般の診療でも椅子の消毒等に時間がかかるものですから、間引きでどうしても診療しなくてはいけないので、1日当たりの診療費も少し落ちているような状況です。

○委員 薬局の方ですけれども、薬局の方でも医師の方で受診した患者さんの割合と

同様に減っております。

ここで普通インフルエンザが流行るんですけれども、やはりマスクと手洗い等で、全然患者がいらないという状況で、患者数が相当今年減っている状況です。マスク、手洗いで罹らないんじゃないかと。

○議長 ほかに、何かございますか。よろしゅうございますか。

それではこの件につきましては、以上とさせていただきます。ありがとうございます。それでは、次に移ります。

次に、(3)令和3年度の国民健康保険税に関する主な制度改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 続きまして報告事項(3)令和3年度の国民健康保険に関する主な制度改正について御説明申し上げます。

資料3をごらんください。

初めに、1の保険税軽減にかかる所得判定基準の見直しについてであります。

平成30年度税制改正のうち、令和3年1月1日に施行されたものといたしまして、個人所得課税の見直しとして行われる基礎控除額の10万円引上げと、給与所得控除および公的年金等控除の10万円引下げがあります。これに伴い、令和3年度分以後の国民健康保険税における負担水準に関して意図せざる影響や不利益が及ばないようにするために見直しを行うものであります。

見直しの内容であります。一定の給与所得者等が2人以上いる世帯については、平成30年度税制改正に伴い、給与所得控除および公的年金等控除が10万円引き下げられることにより、当人の担税力に変化がない場合でも、保険税軽減措置に該当しなくなる場合があります。この影響をなくすため、以下の表のとおり、軽減判定基準において、軽減判定所得の算定時における基礎控除額相当分の基準額を、現行33万円のところを43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

なお、この見直しにつきましては、すでに開会されました令和2年12月議会に青梅市国民健康保険税条例の一部改正案として提出し、原案どおり可決され、令和3年1月1日に施行されております。

続きまして、2のその他についてであります。

まず、一つ目の丸の国民健康保険税課税限度額につきましては、令和3年度は現在のものから据え置きとなり、医療保険分63万円、後期高齢者支援金分19万円、介護保険分17万円のままといたします。

次に、二つ目の丸の国民健康保険税の軽減にかかる所得判定基準につきましても、先ほど御説明いたしました見直しにかかる箇所以外の金額について、令和3年度は記

載のとおり、現在のものから据え置きとなり、5割軽減28万5,000円、2割軽減52万円のままとなります。

これは、いずれの据え置きも、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の動向などを踏まえて、国において引上げを見送ったことによるものであります。

以上、令和3年度の国民健康保険に関する主な制度改正についての報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。この件につきまして、何か御質問ございますか。

それでは特に御質問等もございませんので、この件については以上とさせていただきます。次に移ります。

次に、(4)国民健康保険税の動向についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 続きまして報告事項(4)国民健康保険税の動向について御説明申し上げます。

初めに、アの国の動向についてであります。

資料4をごらんください。

こちらは、毎週、国民健康保険制度の動向を報じております国保情報の中で、国民健康保険の法定外繰入に対する国での協議に関する記事を抜粋した内容であります。

時系列で説明いたしますと、まず、令和2年11月30日号のタイトルにありますとおり、財政制度等審議会が財務大臣に提出した令和3年度予算編成に関する建議で、実質的に一般会計からの法定外繰入ができないようにするため、財政均衡を保つことができる保険料率の設定を義務付けた介護保険法の規定を国民健康保険法にも取り入れるよう提言されました。

これに対して、令和2年12月7日および14日号にありますとおり、全国市長会と全国町村会が反対を表明し、政府と地方団体で調整作業を行うこととなりました。

この調整がまとまる前に、令和2年12月21日号にありますとおり、政府の経済財政諮問会議において改革工程表2020が提示されましたが、その中には、一般会計から決算補填等を目的とした国民健康保険の法定外繰入を行っている市町村数について、平成30年度現在の354市町村から、令和5年度までに100、8年度までに50に減らす目標を掲げております。また、法定外繰入を行っている市町村に対して、繰入解消期限や解消に向けた具体的な手段が盛り込まれた計画を作成することも明記されました。

なお、次の令和3年1月18日号にありますとおり、政府部内や地方団体との調整が続いていた都道府県内の保険料水準の統一や法定外繰入の解消については、国民健康保険法に規定されている都道府県国民健康保険運営方針の記載事項に位置付けることとし、令和6年度に施行する方向とされております。

なお、本日お手元に配布させていただきました別冊が、昨年12月に改訂されました、

令和3年度から5年度までの3年間の「東京都国民健康保険運営方針」であります。次回、3年後の改定において、その旨の記載がなされるものと思われまますので、後日、お目通しいただければと思います。

次に、資料5をごらんください。

こちらの資料は、昨年12月23日に厚生労働省が開催しております社会保障審議会医療保険部会の資料で、議論の整理として取りまとめられたものを抜粋したものであります。

2ページ目を御覧いただきますと、ただいま御説明いたしました法定外繰入等の取りまとめが傍線①に記載されております。また、具体的な内容につきましては、議論の整理に関する参考資料5ページ目から8ページ目に記載されておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、イの東京23区の動向についてであります。

特に資料はございませんが、東京23区内の国民健康保険料の料率および均等割額を、令和4年度を目途に東京都が設定している標準税率に統一する方向で調整を始めているとの情報を入手いたしました。

この調整が進み23区の統一が図られることになれば、東京都が市町村に対して標準税率に統一するよう方針を示してくるのかは現時点では全く予測はつきませんが、全国的に見ても、2年後の令和4年度から県内での保険料水準の統一がいくつかの県で予定されております。当市といたしましては、引き続きこのような動向を注視しながら、今後の改定に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上のとおり、国や都道府県、23区の動向を見ますと、今後の当市の国民健康保険税の税率改定に大きく影響が出る可能性があると考えられます。

平成30年に当市で策定し東京都に提出した国保財政健全化計画では、2年に1回の税率改定により、令和10年度までの11年間で法定外繰入を解消することとしておりますが、今後の動向によっては法定外繰入解消の前倒しを要請されることも考えられます。

参考までに、現時点での東京都が設定している当市の標準税率をもとに試算しましたところ、法定外繰入を解消するには改定率に換算しておよそ30%程度の改定が必要となります。実際には改定回数に応じての按分となると思われまますが、今後は令和2年度の6.5%改定以上の改定率で実施することも視野に入れて検討する必要があると考えております。

税率改定につきましては、令和3年度の第1回当協議会において、市長から諮問させていただいたうえで、委員の皆様には御協議いただくこととなりますが、コロナの影響もあり多摩地区の中でも来年度の改定を見送るなどの動きも徐々に出ていますので、随時、委員の皆様には情報提供をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、ウの未就学児の均等割軽減についてであります。

もう一度、資料5を御覧ください。

2 ページ目を御覧いただきますと、傍線②にありますとおり、国民健康保険被保険者世帯の未就学児にかかる均等割額の 5 割を公費により軽減することが取りまとめられました。

具体的には 9 ページ目に記載しておりますが、未就学児の 5 割軽減について、法定の 7 割、5 割、2 割軽減に該当する世帯は、軽減後の税額をさらに軽減するため、結果的には 8.5 割、7.5 割、6 割軽減となります。

負担割合は、国が 1/2、都道府県と市町村がそれぞれ 1/4 となりますが、軽減分の保険税につきましては、この公費にて負担することから、先ほど御説明いたしました法定外繰入への影響はございません。

また、この未就学児の軽減措置については、令和 4 年度に施行されるため、本市といたしましては今後の法改正等、国の動向を注視しながら、実施に向けて準備を進めてまいります。

以上、国民健康保険税の動向についての報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

今日の運営協議会で御理解を賜りたいのはこの点であります。標準税率を東京都、国が示唆してきました。それに伴って東京都の 23 区ではそれに追従していく動向が垣間見えていますので、当然市町村にも波及してくるわけです。うちの場合は前年 6.5% 上げましたが、今も説明がありましたように、結構な率を上げていかないと、ペナルティがあるのではないかという感じが危惧されるわけです。

今年の 7 月の令和 3 年度第 1 回の運協で、市長が税率改正の諮問をしてくると思うのです。その時に何でこんなに上げるのということではいけないので、今日ここにお集まりいただいて、今課長から説明をさせていただきました。

当初の計画では、およそ 10 年をかけてということが、国が約その半分の 5 年くらいを目途にしろということでは言っているわけです。ということは必然的にそれなりの税率を上げていかないといけないということが目に見えてきている状況です。

そんな中で市民が大変だと思うのです。今のこの状況の中で、社会情勢、経済情勢、色んなことで考えると、こんなに保険税を上げていいのかということもあります。

ほかの市町村では値上げしないところも垣間見えるのですが、青梅市は今まで隔年、2 年に 1 回上げていますので、全然上げないわけにもいかないとは思うのです。

いずれにしてもこういう国の動向が示されてきますと、私たちとしても、そうすかということにして、余り蔑ろにもできませんので、今日のところはどうかするわけではございませんが、腹積もりをしていただいて、次回の時にはそれなりの考えかたなどを御掲示していただければということでもあります。今課長からの説明がございましたが、何か聞き漏れ、聞いておきたいことがあれば、お伺いいたしますが、何かございますか。

○委員 この資料5のところにありますように、5の8ページ。法定外繰入ですが、全国的に見て、東京都が抜きんで高いわけです。財政力のある23区がそれに足並みを揃えていくというのは理解できるのですが、所得の水準が23区に比べて少ない多摩地域のところで、それに合わせろということは死ねることじゃないですか。ある意味。医療に掛かるなど。

自分も親を抱えてみたりすると、やはり高齢者の医療費は掛かるということは改めて思うのです。そういう中で財政健全化計画も出しているということも踏まえると、緩和措置の拡大とか、いずれにせよ市町村も努力しなければいけないんじゃないかと私は思います。それも改めてしたうえで、最終的には何とか軽減措置も含めて考えるのかなと私的には思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 その辺について市の方は、今のところの考えはありますか。

○保険年金課長 別冊で配布させていただきました、東京都の国民健康保険運営方針の7ページをごらんいただきますと、(2)といたしまして、法定外一般会計繰入等の状況というようなことが記載されております。

その一番下の丸のところに、全国共通に保険料水準を比較するための指数の一つである標準化指数では、全国を1とした場合、東京都が0.916、特別区は0.978、市部は0.727というような形で記載されています。全国標準から比べると、東京都の市部についてはかなり低いという中で、そのところを全国標準に近づけていくというような話かと思えます。

実際、今委員がおっしゃるとおり、23区とは所得も違いますし、市部の方が一律に区部と同じような税率に合わせるということは、到底できないとは思いますが、それに徐々に近づけていくという方向は全国的に見ても仕方がないのかと捉えているところでございます。

○議長 いずれにしても大変な状況が垣間見えるのですが、ほかに何かございますか。東京都なんかは区部もコロナで結構使っているんじゃないかと思いますが、国が言っている標準税率に持ってくるのかどうかというのも、分からないので。

○委員 法律改正に伴って、こういう対応を取らざるを得ないということは十分分かりますが、市長会とか町村会の中でそういう制度に対する猶予というか、0.72をいきなり1に持っていくという議論は避けるような努力をしてもらった方が。そういう努力の上でやっていくということで、ぜひお願いしたい。

○市民部長 ただいまの件でございますが、去年の12月2日に、全国市長会と全国町村会の連名で、国に対しまして、国民健康保険制度等を巡る議論等に対する意見という形で、意見書を出しております。

その中で市町村においては、これまで地域の様々な事情や住民の声を考慮しつつ、長年にわたり国保等を運営してきた経緯があることから、地方との十分な協議もないまま、国が一方的に議論等を押し付けることは受け入れられないといった形で意見書を出しているところがございます。

全国的にも大きな議論になっていくものだと思っております。そういった中で国の方でも十分に調整がされるということを経験されているところでは望んでいるところがございます。

国がどのような形で考えを示してくるのか、これからの動向を注視しながら対応していきたいとは考えております。

○議長 ほかにいかがですか。

今日、右だ、左だというわけではないですが、いずれにしても、市長には市長会、東京都の方に働きかけるとか、あとは議員さん達にも働きかけて、少しでもこういうものについて運用の幅を持たせて対応してもらうようにぜひお願いできればという考え方でいきたいと思っております。

ただいずれにしても、7月頃にまた状況がどう変わるかわかりませんが、今日のところは情報提供ということですので。頭の隅にというより頭の真ん中に入れておいていただければというふうに思います。

ほかに特に御意見もございませんので、この件については以上とさせていただきます。次に移ります。

△「日程3」 連絡事項

○議長 次に、日程3、連絡事項に移ります。

(1) 今後の会議日程等について、事務局の説明を求めます。

○保険年金課長 令和3年度の会議日程につきましては、令和4年度の保険税の見直しに向けて3回の開催を予定しております。

日程が確定次第、早めにメールで御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 令和3年度の日程については今事務局から説明があったとおりですので、よろしくお願いいたします。

何か、本日の審議内容以外でもよろしいので、御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、長時間にわたりまして、色々と御意見を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第2回青梅市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。